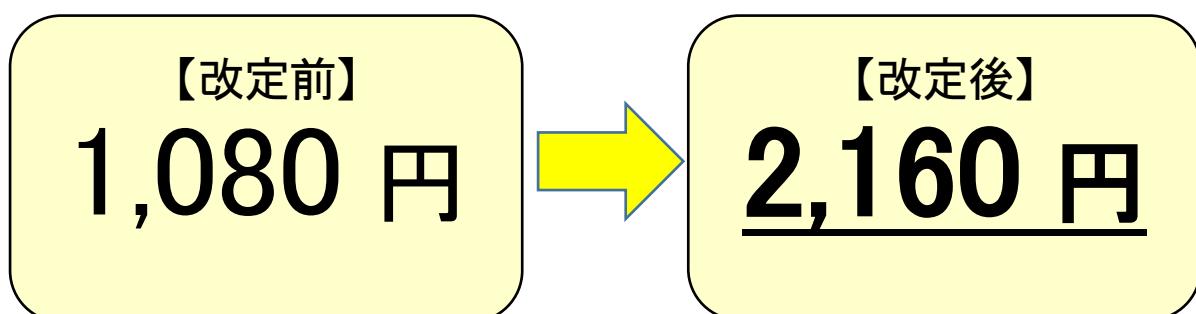


# 「特別初診料」改定のお知らせ

平成 26 年 10 月 1 日より、次のとおり、特別初診料の料金改定を行います。ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**\* 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、この費用はかかりません。**

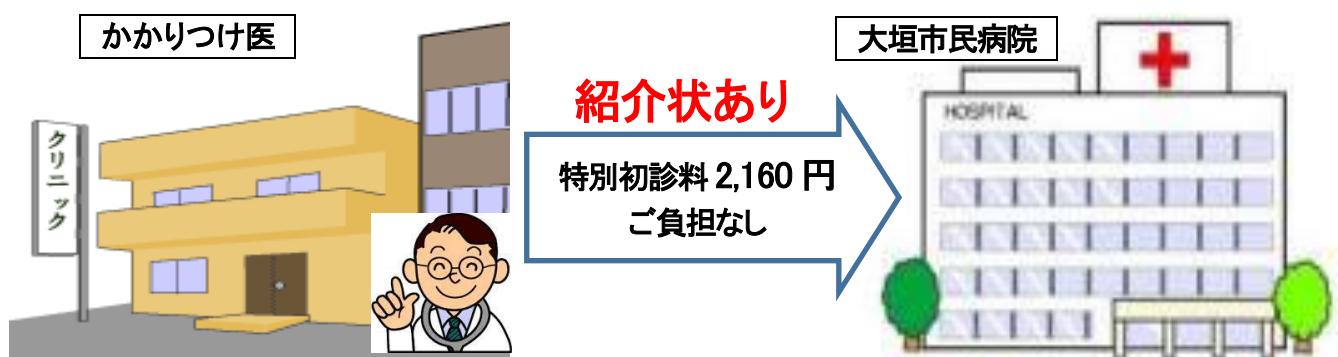


## ⇒なぜ「特別初診料」の改定が必要なのでしょうか？

国は、患者様が地域全体で医療を受けられるよう、日常的な診療は地域の「かかりつけ医」で、救急および高度な医療は中核病院が担う地域完結型の医療を目指しております。

当院は、「地域医療支援病院」の承認を受けた中核病院として、高度・専門医療を提供する役割を担っております。

そこで、患者様には、当院の機能・役割について、ご理解いただくとともに、ご受診の際は、かかりつけ医の紹介状を持参してご受診いただきますようお願い申し上げます。



# 特別初診料(保険外併用療養費)について

## —患者様・ご家族様へ—

Q. 特別初診料(保険外併用療養費)とは何ですか？

A. 健康保険の自己負担分とは別に、紹介状なしで 200 床以上の病院に初診で受診された場合に お支払いただく、健康保険法の規定に基づき定められた療養費です。

Q. 紹介状(他の医療機関の医師から)を持って受診したらどうですか？

A. 特別初診料(保険外併用療養費)は、かかりません。

Q. 紹介状(他の医療機関の医師から)がないと、診察してもらえないのですか？

A. 紹介状がなくても診察を受けることはできます。

ただし、初診の場合、特別初診料(保険外併用療養費)として、2,160 円をご負担いただきます。

新たな病気で、大垣市民病院の受診を希望される患者様には、まず、かかりつけの医療機関に受診し、医師からの紹介状を持参し当院への来院をお勧めいたします。

Q. なぜ紹介状が必要なのですか？

A. 大きな病院では、診療科が多く、自分が何科にかかるべきか不安になりますが、紹介状によって、受診科が明確となります。

また、紹介元の診療所・医院・クリニックでの診療情報が提供される事で、当院の医師も病状の経過や検査結果等を正確に把握する事ができ、診察もスムーズに進むからです。

Q. 初診の人は、必ず特別初診料(保険外併用療養費)を請求されるのですか？

A. 紹介状の持参された方、公費の医療券(結核予防法の医療券や特定疾患等の公費保険の医療券)をお持ちの方等は、この費用はかかりません。

ただし、「乳幼児医療費制度」「福祉医療母子・父子制度」等は、2,160 円のご負担が必要となります。 また医科(歯科口腔外科以外)と歯科(歯科口腔外科)は別々となります。

Q. 大垣市民病院の診療券があれば、負担しなくていいですか？

A. 健康保険法には、初診の定めがあります。

原則的には、次の定めに該当する方は、当院の診察券をお持ちでも、初診の扱いとなり、2,160 円のご負担が必要となります。

- (1)大垣市民病院を初めて受診される方
- (2)以前に大垣市民病院を受診したことがあっても、すでにその病気が治癒している場合
- (3)患者様が、任意に診療を中止された場合
- (4)患者様が、新たに受診をされる場合